

介護老人保健施設みちのく青海荘

2023 年度事業計画（案）

I. 運営方針

1. 2023 年度の 1 日当たりの平均入所者数は 96 人以上、通所リハビリテーション利用者については、18 人以上を目標とします。
2. 幹部会において各事業所の収支実績について報告し、幹部全員で業況に係る対策検討を行います。
3. 入所者の在宅復帰に向けたリハビリテーションの提供を積極的に推進します。
4. 施設サービス（長期入所、短期入所、通所リハビリテーション等）については、苦情解決等第三者委員会による評価を引き続き実施します。
5. 各種部会、委員会による施設運営への積極的参画を継続します。
 - ・部 会：身体拘束廃止部会、事故防止部会、感染防止部会
 - ・委員会：接遇向上委員会、口腔ケア委員会、衛生委員会、広報委員会、入浴委員会、夏祭り委員会、排せつ委員会、給食委員会、栄養管理委員会、苦情処理委員会、地域貢献事業委員会

II. 利用者の処遇

《介護部門》

- 朝の館内放送で、本日の年月日、天気、誕生者の紹介を行っています。
- 施設内の諸行事については、誕生会等の定例的な行事や季節ごとの行事を開催し、お互いのコミュニケーションを図っていきます。また、夏祭りについては、コロナ感染状況を確認したうえで感染対策をしっかりと、できるだけ家族の方も含め実施できるようにしたいと思います。
- 入所者および通所利用者に対し常に思いやりを忘れず、「明るく家庭的な雰囲気のある施設」といわれる施設づくりを目指していきます。
- 歯科衛生士のもと、食後の口腔ケアを丁寧に行い、口内細菌除去、疾病予防に努めます。

《リハビリテーション部門》

- 入所者、通所リハビリテーション利用者の意思を尊重し、各自の能力を最大限に引き出した生活が送れるよう、個々の関わりを重視したリハビリテーションを行います。

《看護部門》

- 新型コロナウイルス、インフルエンザ（季節性、新型）、肺炎球菌などによる施設内感染防止のため、ワクチン接種を実施します。また、入館時には手指消毒およびマスクの着用の確認の励行、また、入所者の病院受診の際のマスク着用を厳格にし、施設内へウイルスを持ち込まないよう最善の策を講じます。

- 家族との直接対面による面会については、感染対策をしっかりとったうえで実施できるよう目指します。ただし、新型コロナウイルス感染拡大傾向が懸念される場合、インフルエンザ流行期には、面会を制限（禁止）します。面会については、リモートによる面会等により対応します。
- ノロウイルス対策として、施設内の除菌を徹底します。

《調理部門》

- 外部委託になっていますが、食中毒防止のため厨房内および配膳車等の什器備品の清掃、滅菌の徹底を図ります。
- 調理職員、厨房にかかわる職員については、腸管出血大腸菌を含め、月 1 回以上の検便を実施します。

Ⅲ. 新型コロナウイルス感染防止対策

新型コロナウイルス感染状況については減少傾向にありますが、これまで同様、以下の対策をとってまいります。

《「持ち込まない対策」の徹底》

外部からのウイルスの侵入を防ぐために、職員の健康管理・観察（出勤時の検温の実施等）および来荘者の入館時の検温の実施、手指消毒・マスク着用の確認を徹底し、感染経路を遮断する対策を講じます。

- 感染拡大期の面会を制限します。
- 「換気が悪い」、「人が密集する」、「近距離での会話」の条件が揃う場所にはいかない事の徹底をします。

《「拡げない対策」の徹底》

万が一、感染者が出た場合には、感染者の健康管理と拡大防止を徹底し、サービスを継続する。

- 重症・中等症者・・・医療機関で対応します。
- 無症状・軽症者・・・施設内で対応およびサービスを提供します。（ただし、基礎疾患がある方については、医療機関で対応します。

Ⅳ. 地域交流とPR

- 理学療法科臨床評価実習、介護実習、市町村新採用職員体験実習、専門学校生体験実習、ボランティアとうの受入のほか、地域団体との交流を深め「地域に開かれた施設」をアピールします。
- 法人広報誌「日溜」を年2回のほか、みちのく青海荘広報誌として「ひまわり」を年4回発行します。
- ホームページ開設により、タイムリーな法人（施設）情報の提供に努めます。
- 相馬町会を含め地域との親睦を深め、町会の諸行事等には積極的に参加します。

V. 会議の開催

開催年月	会議名	会議内容	開催場所
2023年5月	理事会	2022年度事業報告 2022年度決算承認 2022年度監査報告等 次期役員（理事・監事）の候補者について	未定
2023年6月	評議員会	2022年度事業報告 2022年度決算承認 2022年度監査報告 理事・監事の選任について	未定
2023年10月	理事会 評議員会	職務執行状況報告	未定
2024年1月	苦情解決等 第三者委員会	2022年（1～12月）の苦情等受付報告	施設内
2024年3月	理事会 評議員会	2023年度収入支出補正予算（案） 2024年度事業計画（案） 2024年度収入支出予算（案）	未定
毎週木曜日	幹部会議	連絡事項・連絡事項	施設内
毎月第二木曜日（原則）	管理運営委員会	各部会・委員会からの報告 業務改善等意見交換	施設内

以上

みちのく居宅介護支援センター

2023 年度 事業計画 (案)

I. 運営方針

- (1) 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- (2) 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に偏することのないよう、公正中立に行う。
- (4) 居宅介護支援の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、その他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等、その他の保険・医療・福祉サービスを提供する者、住民主体による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染対策マニュアルに沿い、感染予防の徹底を図ります。

II. 事業内容

1. 居宅サービス計画の作成

医療・介護・他職種が協同し、必要かつ適切なサービスが提供されるように、サービス計画作成に係る援助内容の充実を図ります。

- ① 利用者の環境や心身の状態を適切に把握することで、住み慣れた地域で自立した生活が継続できるように支援します。
- ② 介護保険申請・更新に必要な諸手続、その他各種サービスの申請や手続きなどの代行を行います。
- ③ 利用者が複数のサービス事業所からサービスを選択出来るように援助します。
- ④ 各種サービスが円滑に機能しているか、サービス内容が適切か常に確認を行い、利用者の心身状態の変化等その必要性に応じてサービス計画を変更します。

2. 介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合は、速やかに介護保険施設への紹介等便宜の提供を行います。

3. 認定調査の実施

市町村からの依頼による認定調査に関しては、常に在宅支援の視点を持ち、公平中立の立場に立って速やかに実施します。

4. 介護予防支援事業及び介護予防マネジメント支援事業において、介護予防サービス計画の作成。

支援内容は居宅介護支援と同様。

5. 感染症対策について研修参加や事業所内勉強会の開催。

6. その他

[特定事業所加算Ⅱ算定] 要件となっている業務

- ① 介護支援専門員の質の向上、質の高いサービス提供を行うことをめざし、個別研修計画に沿った研修を実施、事業所内会議を定期的で開催します。介護支援専門員実務研修実習の受け入れ機関として、介護支援専門員の育成に協力します。
(主任介護支援専門員)
- ② 地域包括支援センターと連携して地域ケア会議に参加し、地域との密接な関わりを保ちながら地域包括ケアの推進に協力します。
- ③ 包括支援センターと共同し、地域の介護支援専門員や介護サービス事業所等に向けた研修会を実施します。
- ④ 24時間の相談対応を行い、困難事例に対しても積極的に対応します。
- ⑤ 給付管理を適正に行い請求業務を遂行します。
- ⑥ 地域の介護支援専門員からの個別相談に対する指導、助言(主任介護支援専門員)
- ⑦ 法廷研修等の講師及びファシリテーター等、研修への協力をします。(主任介護支援専門員)

職員配置

職種	人員
管理者兼主任介護支援専門員(兼務)	1名
主任介護支援専門員	3名
介護支援専門員	1名
合計	5名

ヘルパーステーションみちのく

2023 年度 事業計画(案)

I. 運営方針

1. ヘルパーステーションみちのくは、地域に暮らす高齢者の心身の状態を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように支援します。
2. サービスの提供にあたっては、高齢者の人格を尊重し、心身状態や環境に応じてサービスが効率的に提供されるように留意します。
3. 関係市町村、地域の保健医療福祉サービスとの連携に努めます。
4. 新型コロナウイルス感染対策マニュアルを作成し、新型コロナウイルス感染拡大防止の対応を行います。

II. 事業内容

1. 営業日
月曜日から日曜日
営業時間 午前 6 時 30 分から午後 7 時 30 分
2. 職員体制
正職員 2 名、嘱託職員 2 名、パート 2 名、計 6 名
3. サービスの内容
 - ①身体介護サービス
 - ・家庭訪問し、入浴や排泄、食事、通院、外出などの介助を行います。
(寝返り、起き上がり、車椅子操作や歩行介助など、移動に必要な介助も行う)
 - ②生活援助サービス
 - ・家庭訪問し、掃除、調理、洗濯、買い物代行などの援助を行います。
 - ・医療機関との連絡や薬の受取り、日常生活に関する相談助言など必要に応じた支援を行います。

III. 事業の視点

1. 業務・サービスの質の向上と対応力
 - ①業務の質の向上と迅速な対応に努めます。
 - ②統一したケアが出来るよう、介護技術や認知症対応に関する研修を行い、サービスの質の向上を図ります。
2. ケアプランの課題分析、ニーズの把握、関係機関との連携
 - ①ご利用者・ご家族と信頼関係を築き、ご利用者のニーズを把握・分析・評価し、適切な支援を行います。
 - ②居宅介護支援事業所や地域包括支援センター等、他の関係機関と連携し安心して在宅生活を送れるよう支援します。

デイサービスみちのく

2023年度 事業計画（案）

I. 運営方針

利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および、その他必要な援助を行う。

II. サービス提供方針

利用者の状態の把握に努め、介護支援専門員や他事業所、地域の方々との連携を図りチームケアを確立し、季節感のある創作活動やレクリエーションを実施し、心身機能を維持し、外出行事を通して、気分転換できる機会を作るなどサービス内容の向上に努め、地域の行事への参加などでふれあい、交流を深め生活圏域に根差したケアを目指します。また、新型コロナウイルス感染症などを「持ち込まない対策」「拡げない対策」の徹底を行います。

III. 事業内容

地域密着（小規模）型通所介護

6時間以上7時間未満

送迎用車両 2台

特殊浴槽有

- ① 利用者が在宅生活を継続し、日常生活にハリを持てるよう、運動や行事、他者との関わりが多いサービスを実施します。
- ② 地域密着型通所介護事業所として、地域関係者等と連携を図ります。

IV. その他

- ① 防災計画を作成し、定期的に避難訓練を実施します。
- ② 職員の資質向上のため、施設内外で研修の機会を持ちます。
- ③ 職員の健康管理のため、定期的な健康診断を実施します。
- ④ 衛生管理を徹底し、食中毒及び感染症予防に努め、安心且つ安全でおいしい食事を提供します。
- ⑤ 浴槽のレジオネラ菌検査を定期的に行い、衛生管理に努めます。
- ⑥ 運営推進会議を年2回開催いたします。
- ⑦ 地域への行事の参加などで、地域交流を図ります。

⑧ 新型コロナウイルス感染症等の感染症の予防対策に努めます。

<職員・利用者>

- ・マスクの着用の徹底。
- ・利用前の体温測定の実施。
- ・手洗い、アルコール消毒の徹底。
- ・デイサービス内への入室の制限。
*入室の際は、チェックシートへ記入していただく。
- ・利用者、家族に対しての感染対策の助言を行う。
- ・接触感染予防のため、利用者・職員が触れた物はアルコールにて消毒します。
- ・定期的に換気をします。
- ・加湿器などを使用し、湿度の維持に努めます。

<職員>

- ・出勤前に体温測定を行います。
*体調不良や発熱（37.0℃以上）の場合は出勤停止とする。
- ・「3つの密」は避ける行動をする。
- ・休憩時は対面での食事や会話は避ける。
- ・青森県外への外出の際は「移動届」「行動履歴記入表」を記入し、提出します。

職員配置

職 種	人 員
管理者	1名（介護兼務）
生活相談員	1名
介護職員	2名
看護師	1名（AMのみ）
合 計	5名

住宅型有料老人ホームみちのく

2023年度 事業計画（案）

I. 運営方針

利用者が心身共に安定し、自立した日常生活を営むことが出来るように生活環境を整えます。

新型コロナウイルス感染対策マニュアルを作成し、新型コロナウイルス感染拡大防止の対応を行います。

II. サービス提供方針

利用者の状態の把握に努め、地域の皆様や他事業所との連携を図りながら、チームケアを確立します。また、運営懇談会を開催し、利用者や他事業所、地域の皆様の意見を事業に反映させます。

III. 事業内容

住宅型有料老人ホーム 24床（全室個室）

IV. その他

- ① 利用者が可能な限りその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な環境づくりに努めます。
- ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めます。
- ③ 安全で快適な生活環境を有し、家族や地域との結びつきを重視し、関係機関との密接な連携に努めます。
- ④ 職員の資質向上のため、施設内・施設外研修の機会を設けます。
- ⑤ 職員の健康管理のため、定期的な健康診断を実施します。

職員配置

職 種	人 員
管理者・生活相談員（兼） 夜勤職員兼訪問介護	1名
生活相談員・夜勤職員兼訪問介護	1名
夜勤職員兼訪問介護	3名
夜勤専従職員	0名
事務職員	1名
厨房職員	4名
計	10名

青森市地域包括支援センターみちのく

2023年度 事業計画（案）

運営方針

地域包括支援センターみちのくは、地域の高齢者が住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続出来る様に、保健、医療、福祉サービスを包括的に結びつける包括ケアシステムの体制の確立を目指します。

- 1 要援護高齢者の多様なニーズや相談に総合的に対応し、尊厳ある自立した生活のために必要な支援を行います。
- 2 地域の保健・医療・福祉サービスや町会の活動、フォーマル、インフォーマル活動を有機的に結びつけます。
- 3 要援護高齢者の心身の状態変化に応じて、適切な介護予防支援を行い、生活の質が低下しないように包括的、継続的な支援を行います。
- 4 新型コロナウイルス感染対策マニュアルに則った活動を行うとともに、その他の感染症等へも十分に留意し、事業が継続できるよう活動を行います。

事業内容

1. 総合相談支援

地域に暮らす高齢者の様々な相談に対応し、民生委員や高齢者相談協力員、地域の住民と連携しながら必要な機関やサービス等に繋がります。

- ① 連携を目的とした高齢者介護相談協力員や民生委員対象の研修会を年2回開催します。
- ② 民生委員連絡会や老人クラブ、心のえんがわ事業、一人暮らしの昼食会等の集まりに参加し、情報収集と地域包括支援センターの周知に努めます。
- ③ 認知症高齢者の方のために、認知症地域支援推進員が中心となり早期受診や介護へ向けチームオレンジの活動を地域とともにを行い、認知症初期集中支援チームとの連携を図ります。

2. 包括的・継続的ケアマネジメント支援（地域のネットワークづくり）

高齢者が住みなれた地域で暮らし続けるために主治医と介護支援専門員、在宅と施設など在宅医療・介護連携等様々な職種や機関が連携し継続的にフォローできる体制を確立します。

- ① 圏域内の社会資源〈病院・警察・銀行・郵便局等・コンビニエンスストア等〉の開拓と

連携の為、訪問活動を行い地域資源マップの作成をします。

- ② 年 6 回の広報紙を発行や HP を活用し地域包括支援センター活動の周知に努めます。
- ③ 認知症の人や認知症の人を介護する家族を対象とした定期的な集いを開催し、また地域の方を対象に認知症相談、認知症カフェの開催などの必要な支援を行います。更に地域の住民、企業に対しての認知症サポーター養成講座、フォローアップ研修を開催します。
- ④ 認知症多職種協働研修会を開催し、認知症に関しての周知を図ります。
- ⑤ 相馬町の地域活動「ささえ」に参加し、地域住民による見守りネットワーク支援、高齢徘徊訓練などの実施をします。
- ⑥ 運動ボランティア（地域の場合づくり）の継続的な運動を支援し自主グループ化の継続を目指します。
- ⑦ 個別事例検討による地域ケア会議を毎月開催し、地域のニーズの把握を行い地域の課題解決に対して取り組んでいきます。
- ⑧ 居宅介護支援事業所への支援として研修会や勉強会の企画や実施、事例検討会の開催支援を行います。
- ⑨ 地域における居場所づくりの為、周辺地域への貢献事業として「おすそ分け便」を行うことで多世代交流の場を兼ね 2 か月に一回の開催を行います。
- ⑩ 医療介護連携を促進のため地域の介護支援専門員への支援を行います。

3. 権利擁護

高齢者の権利が守られるよう尊厳のある生活が送られるように環境を整え、高齢者虐待等へ迅速な対応ができるよう市役所、関係機関との連携を行いながら支援をします。

- ① 独居の認知症高齢者や虐待等の問題を抱える高齢者に対して、成年後見制度、各種サービス手続きの支援や定期訪問、医療機関や行政との連携に努め。権利侵害に対する必要な支援を行います。
- ② サービス事業所に対して年間 3 回の権利擁護に関する研修会を開催いたします。
- ③ サービス事業所内の職員研修会等へ依頼時に出張講話を行います。

4. 介護予防支援、介護予防ケアマネジメント

一人ひとりの高齢者が出来る限り要介護状態にならないで、自立した日常生活を営む事が出来る様に支援します。

- ① 要支援 1, 2 の高齢者に対して適切な介護予防支援計画を作成します。
- ② 要支援、要介護となる恐れがある事業対象者となる高齢者に対して適切な介護予防ケアプランを作成します。
- ③ 閉じこもり等何らかの支援の必要性がある高齢者の実態把握に努めます。
- ④ 各町会へ向けて介護予防、健康、栄養相談等の出張相談を行います。
- ⑤ 地域の高齢者に対して健康づくりの意識向上のための普及啓発活動を行う。

職員配置

青森市地域包括支援センターみちのく

職 種	人 員
主任介護支援専門員	2名
保健師等（看護師）	2名
社会福祉士	2名
合 計	6名